

令和7年度第1回薬事審議会  
化学物質安全対策部会 家庭用品安全対策調査会

日時 令和8年2月18日(水)  
10:00～  
場所 オンライン会議

○事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまより「令和7年度第1回薬事審議会化学物質安全対策部会家庭用品安全対策調査会」を開催いたします。

まず、議事に先立ちまして、前回の調査会以降、新たに就任された委員の方々を五十音順に御紹介いたします。独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センターリスク管理課課長の光崎純先生です。

○光崎委員 N I T E (ナイト)の光崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 一般財団法人化学物質評価研究機構安全性評価技術研究所評価事業部評価第二課長の福島麻子先生です。

○福島委員 一般財団法人化学物質評価研究機構の福島と申します。化研のハザードリスク評価、消費者、業者を対象としたリスク評価等を行っております。私個人としては、皮膚感作性の定量リスク評価の研究を行っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それから、名古屋市衛生研究所生活環境部長の六鹿元雄先生です。

○六鹿委員 名古屋市衛生研究所の六鹿と申します。当所では家庭用品の理化学検査等を行っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。以上、3名の委員に着任いただいております。また、事務局側に人事異動がありましたので、御連絡いたします。昨年7月、化学物質安全対策室長として林が着任しております。

○事務局 化学物質安全対策室長の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 また、昨年10月、野口が着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の出席状況について御報告いたします。本日は黒田委員、栗形委員より御欠席の御連絡を頂いております。五十嵐座長、井上委員、内山委員、河上委員、光崎委員には会議室にて、竹内委員、福島委員、福山委員、六鹿委員、矢上委員にはオンラインで本調査会に御出席いただいております。12名中10名の委員の先生方に御出席いただいておりますので、この会議は定足数に達していることを御報告いたします。

続きまして、薬事審議会規程第11条への適合状況の確認結果について報告させていただきます。

○事務局 薬事審議会規程第11条においては、「委員、臨時委員又は専門委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には、辞任しなければならない」と規定しております。今回、御出席の全ての先生方より、薬事審議会規程第11条に適合している旨を御申告いただいておりますので、御報告させていただきます。委員の皆様におかれましては、会議開催の都度、書面を御提出いただいております。御負担をお掛けしておりますが、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、事務局からの連絡事項を申し上げます。本調査会は公開で行い、

資料及び議事録も公開となっております。なお、傍聴者には YouTube でのライブ配信を行っております。また、本調査会はオンライン併用にて実施しております。御発言の際、会場で御参加の委員は挙手を、Web で御参加の委員は挙手機能やコメント機能を用いて意思表示をお願いいたします。その後、座長から指名されましたら、卓上マイクあるいは Web 会議のマイクをオンにし、所属とお名前を告げてから御発言いただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。音声の調子等が悪い場合にはチャットによりメッセージをお送りください。そのほか、動作不良等がありましたら、事前にお伝えしております事務局の電話番号まで御連絡ください。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日の会議はペーパーレス開催ということで、会議室で御参加の委員にはお手元のパソコンで資料を御覧いただきます。デスクトップの中心に置かれておりますフォルダー内に資料が格納されております。また、オンラインで御参加の委員は、昨日メールで送付しました資料を御覧ください。

資料の確認をいたします。資料 1-1、家庭用品中の有害物質試験法の一部改正について、資料 1-2、家庭用品中の有害物質試験法(改正新旧案)、資料 2、2024 年度家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告、それから、参考資料 1、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(抄)、参考資料 2-1、試験法の改正(概要)、参考資料 2-2、ヘリウム代替キャリアガスについて(概要)、参考資料 3、家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引(第 4 版)、以上になります。資料について、ファイルの不具合等がございましたら、議事の途中でも構いませんので、事務局までお申し付けください。

それでは、議事に移りたいと思います。以降の議事運営は、座長にお願いしたいと思います。五十嵐座長、よろしくお願いいたします。

○五十嵐座長 五十嵐です。本日は、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入りたいと思います。議題(1)「家庭用品中の有害物質試験法の一部改正について」です。まずは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。初めに、資料についてですが、事前に委員にお配りしている資料は、資料 1-1 から参考資料 3 までのそれぞれの資料のファイルと、それらの資料を 1 つのファイルにまとめた PDF ファイルをお送りしています。1 つにまとめた PDF ファイルには、ページの下部に、大きな数字で通し番号のページ番号を記載しております。本日の御説明は、1 つにまとめたファイルを使用し、ページ番号は、大きい数字の通し番号のほうで御説明させていただきたいと思います。

資料 1-1 を御覧ください。家庭用品中の有害物質試験法は、「家庭用品中の有害物質試験法について」(令和 4 年 3 月 28 日付け薬生薬審発 0328 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知)において定めております。

今般、おしめ等の繊維製品、家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス、くつ墨及びくつクリームに含まれる有機水銀化合物、トリフェニル錫化合物及びトリブチル錫化合物

の各試験法の見直しについて検討し、当該試験法の妥当性評価が完了したことから、改正内容等について御説明いたします。

1. 試験法の見直しのポイントを2点記載しています。1点目が有機水銀化合物の試験法において、安全な試薬の使用に係る改正を行うというものです。現行の試験法においては、溶出溶媒として有害な試薬である四塩化炭素を使用することとなっておりますが、より安全な試薬であるシクロヘキサン及び酢酸エチルを用いる方法に改正します。

2点目が、トリフェニル錫化合物及びトリブチル錫化合物の試験法において、ヘリウム不足への対応に係る改正を行うものです。現行の試験法では、ガスクロマトグラフィーのキャリアーガスとしてヘリウムガスを使用することとなっておりますが、世界的なヘリウムガス不足及び価格高騰に対応するため、代替キャリアーガスとして窒素及び水素を使用可能とするための改正を行うものです。以上になります。

また、参考資料2-1及び参考資料2-2には、該当箇所を抜粋し、現行と改正後の試験法を比較した概要を示しております。また、具体的な改正の案文は、改正新旧案として、資料1-2に掲載しておりますので、適宜御参照ください。

2. 今後の予定については、本調査会での議論も踏まえ、パブリックコメントを実施した後、試験法通知の一部改正を行う予定です。試験法改正の適用は、改正試験法に係る準備期間等を考慮し、令和9年4月1日を予定しております。事務局からの説明は以上になりますが、厚労科研で試験法について御検討いただいた河上委員から、補足説明等がございましたらお願いいたします。

○河上委員 国立医薬品食品衛生研究所の河上です。補足ですけれども、今回も家庭用品規制法の試験法改正におきましては、地方衛生研究所の皆様にも一部開発も含めて、妥当性評価試験の実施について協力いただいておりますので、この場を借りて、御礼を申し上げます。以上です。

○事務局 事務局からの御説明は以上になります。

○五十嵐座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。特にないようですが、よろしいですか。

今回、有機水銀化合物については、有害物質として、現行、四塩化炭素を用いておりますが、その代わりにシクロヘキサンと酢酸エチルの混液を用いるということで、安全な試験ができるということでも有用かと思えます。若干、四塩化炭素とシクロヘキサンと酢酸エチルとでは比重が違うので、採取する層が上にいたり、下にいたりということで、操作法では複雑に見えますが、試験法の記載のとおりやればうまく試験液が調製できるということになります。

現行の容器として、分液漏斗を用いておりますが、今回シクロヘキサンと酢酸エチルの混液の上澄みを採るので遠心操作も必要ということで、ポリプロピレン製の遠沈管を用いるということも違いとなっております。材質についてはポリプロピレンですけれども、ほかに何か検討とかはされていないのですか。

○河上委員 河上です。今回、試験法の検討におきましては、ポリプロピレン製の材質以外は検討していないので、ポリプロピレン製遠沈管を使うといった書き方をさせていただきました。

これまで現行試験法ではガラス製の分液漏斗を使っているのですが、ガラス製の物については、恐らく使えるだろうということは考えられますけれども、通知試験法ですので、もし実際に検査機関において違う材質の物を使いたいという場合には、一度、確認をしていただいて、吸着や損失などが無いことを確認していただければ、別の材質を使っても、特段問題ないと考えています。

○五十嵐座長 遠沈管ということで、普通、ガラスよりはプラスチック製のほうが扱いやすいのでポリプロピレンがいいのかと思います。遠沈管ですとポリスチレンというのも一般的にあって、そちらのほうが透明性がよくて、いいのかなと思ったのですが。ただ、有機水銀の場合はポリスチレンだと、恐らく吸着等が考えられるので、今回はポリプロピレンということで特定したほうがよかろうと思っております。

そのほかの御意見、御質問等はございますか。内山委員、お願いします。

○内山委員 今後の予定の所で、パブコメが終わった後に通知の一部改正のほうは、基本は1年後ということだと思っておりますけれども、通知自体は大体いつ頃の発出なのか、予定があれば教えてください。

○事務局 事務局でございます。今後の予定につきましては、今後、調査会の後にパブリックコメントを約30日間募集を行いまして、その後に内部での準備が整い次第、速やかに通知を発出させていただきたいと思っております。

○五十嵐座長 ほかはいかがですか。錫化合物のほうはヘリウム代わりに、窒素又は水素を用いることができるという追加を行った改正です。家庭用品のガスクロを用いる方法は、代替ガスを使うことで試験法の改正が進められていますが、APOとか、TDBPP、BDBPP化合物は、参考資料のほうですと「未」となっているのですが、これは着手しているという意味で、まだ改正案が整っていないという意味ですか。

○河上委員 河上です。まだ着手はしておりません。APOに関しては、まだGC-FPDを用いた現行法からGC-MSを使う方法への、妥当性評価試験を実施しているところです。

また、これらの化合物ですが、有機リン酸エステル系ということで、かつて、ガスクロで測るのが主流だったということなのですが、ガスクロのほうでは熱挙動の影響で、少し不安定なところがありますので、今、国際的にLC-MSを使った方法も出ていますので、そちらも含めて検討してみようと思っております。それ以外の化合物につきましても、LC-MSの進歩が非常に進んでいますので、GC-MSだけではなくて、LC-MSも含めた代替法ということを考えています。以上になります。

○五十嵐座長 ありがとうございます。そのほかの御意見はございませんか。六鹿委員、お願いいたします。

○六鹿委員 六鹿でございます。今回、有機水銀とトリフェニル錫についてですが、トリフェニル錫のほうは、ヘリウムに加えて窒素と水素も使えるようにということで、従来法がそのまま使えるのですけれども、有機水銀のほうは、一部方法が変わるということで、令和9年4月施行になるのですが、その後、旧法の方法との併用期間というか、猶予期間のようなものは設定されるのでしょうか。

○事務局 事務局でございます。通知試験法の改正において経過措置を設ける理由ですけれども、まず、年度の途中で試験法を切り替えてしまうと、地方衛生研究所等で検査を実施している最中ということで影響を及ぼす可能性があることから、経過措置を設けることとしておりまして、通知試験法という位置付けですが、必ずその試験法どおりに検査をしなければならぬというものではありませんので、改正後であっても、仮に古い試験法で試験を実施しなければならないような状況がありましたら、それを妨げるものではないということと、あとは、逆に、経過措置の期間中であっても、改正後の試験法に沿って試験を実施していただくことは、全く問題ないと考えております。

○六鹿委員 ありがとうございます。

○五十嵐座長 ありがとうございます。そのほかの御質問、御意見はございませんか。ありがとうございました。これ以上、御意見がないようであれば、本件については、事務局の提案どおり進めることでよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、御確認いただいたものとして、事務局は必要な手続を進めてください。

続いて、議題(2)「その他」についてです。事務局から説明はありますか。

○事務局 事務局でございます。資料2について御説明させていただきます。資料2を御覧ください。こちらの資料は年次とりまとめ報告で、この報告は一般社団法人皮膚安全性症例情報ネット(SSCI-Net)と公益財団法人日本中毒情報センターの協力を得て、家庭用品中の化学物質を原因とする又は化学物質が原因と疑われる健康被害事例について情報収集を行い、厚生労働省で毎年とりまとめて報告しているものになります。2024年度分の報告がとりまとめ、昨年12月19日に公表しておりますので、その結果を、こちらの調査会でも御報告させていただきます。

資料2、14ページを御覧ください。表1-1に皮膚障害の報告件数を製品別に示しております。2024年度に報告件数が多かったものとしては、ネックレスや指輪、ピアスといった金属アクセサリ類という結果になりました。また、腕時計や眼鏡といった製品についても、上位に来ているという結果になっております。報告件数の総数が、2023年度は15件に対し、2024年度は64件と増加しておりますが、こちらは情報収集を行っているSSCI-Netから医療機関への働きかけの結果、症例登録に御協力いただける医療機関が増えたことが大きな要因であると考えております。

続いて、23ページを御覧ください。こちらには吸入事故等の結果を示しております。吸入事故「等」ということで、家庭用品による吸入事故だけではなく、経皮及び目の被害

事例をまとめたパートになります。2024年度は左側の2023年度と同様、住宅用・家具用の洗剤による事故の報告が最も多くなっています。次いで防虫剤、殺虫剤、除菌剤、芳香・消臭・脱臭剤、防水スプレーといったものが多く報告されております。また、防水スプレーの健康被害に関連しまして、参考資料3に、化学物質安全対策室が公表している、「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引(第4版)」を示しております。こちらは、防水スプレー等を製造・販売する事業者に向けて、製品の安全確保のためのマニュアルとして作成している文書となっております。昨年10月に第4版として改訂を行ったものです。改訂した際の主な変更点としましては、防水スプレー等の使用時に、必ずマスクを着用する旨の注意喚起表示を必須とする旨の追記を行っております。御説明は以上になります。

○五十嵐座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。光崎委員、お願いします。

○光崎委員 御説明ありがとうございます。確認となりますが、吸入における件数という状況について、基本的には使用者が製品の説明を守らなかったという事故が多くあるという形よろしいでしょうか。製品の問題があってという形ではないということでしょうか。

○事務局 事務局でございます。御質問いただきありがとうございます。資料2、12ページ一番下の所になります。こちらでとりまとめている年次とりまとめ報告としましては、明らかに製品を誤使用したもの、発生の原因が小児、子供の誤飲・誤食等の明らかに使用者側の要因であると考えられる事例は除外して、あくまで製品を注意喚起どおり正しく使用した場合に生じた健康被害、それでも生じてしまった健康被害を収集して御報告しているものになります。

○光崎委員 御説明ありがとうございます。その上でも吸入の事故が発生しているところにおいて、例えば換気の情報もこの中に含まれた状態で、適切に守られているという形の事故が発生しているということでしょうか。異常使用はもちろん除いていると思うのですが、通常使用においても、例えば、マスクをしなさい、手袋をしなさいということもあると思うのですが、日常的に、製品の使用方法として、なかなか守られないところもあると思うのですが、そういうことも含めて考慮された上で報告されている事例ということよろしいでしょうか。例えば、マスクも何もしていない、換気は余りよくなかったとか、そういうところでしょうか。

○事務局 事務局です。まさに光崎先生が御認識されているとおりで、製品に記載されている注意喚起を守って使用していただくことが前提にありますので、明らかに狭い小部屋で換気を全くせずに使用したといったものは、適切な使用方法ではないというところで除外しております。ある程度しっかり安全対策を取った上で使用して発生した事例を、収集の対象としております。

○光崎委員 ありがとうございます。

○五十嵐座長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。私のほうから。皮膚障害についての報告で、3ページから5ページで、今回楽器で刺激性接触皮膚炎ですけど、具体的にどういった楽器で、どこの部位に皮膚障害が起こったのか、お分かりでしょうか。

○事務局 事務局でございます。こちらは楽器の健康被害事例ですけども、金属性の楽器を口にくわえた際に、くわえた部分で皮疹等の症状が生じたものと認識しております。

○五十嵐座長 分かりました。もう一点、そこにマイクというのがあるんですけど、やっぱり持ち手のところだとは思うんですけど、長時間持っていてとか、どのような症状が出たのかという情報はございますか。

○事務局 事務局です。マイクですが、症状の部位として唇の辺りですけども、特に詳細は不明の事例となっております。

○五十嵐座長 口元ですね。分かりました。河上委員。

○河上委員 河上です。先ほど光崎委員からの質問に関連してですけども、集めている情報の精度の問題になってくるかもしれないですけども、例えば防水スプレーの症例を収集していたことがあるんですけども、そのときには、どのように使っていたかの詳細な情報がない場合もあったので、こちらは確認が必要かもしれないです。先ほど製品の使用方法をきちんと守っているけれど起きているという御回答になっていたと思うんですけども、多分一部には、使用方法の情報が余りなくて実際には、例えば防水スプレーとかを狭い所、若しくは換気しない、今現在ですと屋外で使用する、マスクを使用することと書いてあると思うんですけど、そういった一応守られていないものも含まれている可能性はあると思います。先ほどの御回答ですと、製品の表示を守っても起きるものは起きるという形に読み取れやすいですけども、それらの情報がないものは、恐らくこちらにリストアップされているのではないかと思いますので、その点は御確認いただければと思います。

○事務局 事務局でございます。御指摘いただきありがとうございます。

○五十嵐座長 矢上委員、お願いします。

○矢上委員 ありがとうございます。藤田医科大学ばんだね病院の矢上でございます。S S C I - N e t からの登録の症例につきましては、事務局で使用歴があり、そして、パッチテストが陽性だったものをアレルギーとして、そして、金管楽器のような楽器の場合は、金管楽器で口で吹いたりするもので考えたけれども、パッチテストが陰性だったから刺激の分類に入っている症例だと思います。なので、大体のものは、しっかりと臨床症状と検査が陽性だったものがそろっております。ただ、マイクは、私も分からないなと思っております。

今回の資料2で示しておりますけれども、家庭用品によるアレルギー性接触皮膚炎の原因として、この資料にも後半のほうで、金属とゴム手袋に関連する事例が以前から登録されていて、減少していないという状況が日本にはあります。日本皮膚免疫アレルギー学会

の日本接触皮膚炎研究班による成分のパッチテスト、つまり製品で陽性、同時に重複する成分などで行うパッチテストの成分陽性率においても、金属では特にニッケルの陽性率が従来より高く、そのまま維持しております。また、ゴム手袋については、チウラム類、カルバメート類、チアゾール類、グアニジン類などの加硫促進剤をはじめとするゴム関連化学物質が主要な原因であることが既に明らかになっています。これらは、家庭用品において広く使用されていることから、やはり国民の健康保護の観点において重要な課題であって、ニッケルに対する、以前から細かなところで議論されていると思いますけれども、「規制の在り方ワーキング」における規制の在り方、並びにゴム手袋に含まれる化学物質による皮膚障害への対応について、今回の結果からも更なる議論と検討が必要ではないかと思ひ、発言させていただきました。引き続き、よろしくお願ひいたします。

○事務局 矢上先生、ありがとうございます。事務局でございます。御指摘のとおり、令和6年度の年次とりまとめ報告、また、それ以前の年次とりまとめ報告にも表れているとおり、家庭用品に使用される金属製品やゴム製品による健康被害については件数も多くございまして、何かしらの安全対策を進めていく必要があると考えているところです。また、例えば昨年度御議論いただきました感作性物質を取扱う短期影響スキームにおきましても、感作性物質のリスク管理手法について検討を進めていくとしているところで、そのような検討の状況等も踏まえつつ行政として今後取り得る対応について検討していきたいと考えているところです。コメントいただきまして、ありがとうございます。

○五十嵐座長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。光崎委員、お願ひします。

○光崎委員 すみません。もう一点だけ分からないところがあるので教えていただきたいのですが、皮膚障害の所で、いわゆる刺激性接触皮膚炎の刺激性の定義ですが、これはGHS分類に関する刺激性の定義と同意と考えてよろしいですか。それとも、また違う判断という形でよろしいでしょうか。通常私たちが使うGHSの分類と違いがあるのかどうかの確認がしたかっただけです。よろしくお願ひします。

○事務局 事務局でございます。刺激性接触皮膚炎の定義ですけれども、GHS分類の物性とは少し離れた考え方となっております。まず、アレルギー性かどうかで、パッチテストでアレルギーが原因かどうかを判断いただいて、それが陰性の場合にこのような診断をしているところです。以上になります。

○光崎委員 御説明ありがとうございます。ちょっと気になったのが、例えば製品製造メーカーさんも、例えばSDS等で原料等を確認される中において、定義が違っているときにどのように対応しているのかというのが、多分もしかしたらこんがらがる可能性があるかなと。要は製品製造メーカーさんにも伝わるような形の言葉の伝わり方のほうが、よりよい製品の扱いになるのかなと、この文面だけ見て思ってしまったので、その点の確認がありました。

○事務局 事務局です。御指摘いただきましてありがとうございます。そのような観点も

踏まえまして、来年度以降の年次とりまとめ報告の際に、何か説明を追加できないかなどを検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○矢上委員 臨床医からすると、やはり、治療しているけれどもアレルギーではなく、治療の仕方であったり、その人の皮膚の状態によって皮膚が荒れてくるということに関して、繰り返している場合には刺激性接触皮膚炎という言葉を使います。ですので、例えば、今後、SSCI-Netから統一するときに、今の行政や企業の認識を、医療の共通の考え方で診断名を付けていかないと、多分、これはその途中を踏まえたと考えました。ですので、できるのであれば来年ではなく、今から医師のほうに、このような物が刺激性、これはアレルギー性という枠組を、是非SSCI-Netに伝えていただいて、来年から企業のほうが驚かないような、ちゃんとその結果に対して対応できるような報告になるように努めていただければ有り難いと思いました。ありがとうございました。

○事務局 事務局です。矢上先生、ありがとうございます。御指摘の点も踏まえて、今年度から情報収集の在り方ということで検討していきたいと思いますので、ありがとうございました。

○五十嵐座長 そのほかいかがですか。河上委員、お願いします。

○河上委員 コメントですが、防水スプレーに関して、私は防水スプレーの臨床とか、いろいろ調べていますが、改訂がどんどん進んでいって、非常に業界としても努力されているところだとは思いますが、一方で、健康被害が、今は少し落ち着いているとは思いますが、一時期すごく上がっていたということもあるのですが、表示をしっかりと消費者側で見えないという事例や、正しい使い方をされていないというのが非常に多かったことがあります。その中で、もちろん表示を見なければいけないのですが、小売店などの販売時にも注意をすることも必要かということも前からも述べているのですが、そういった観点から、こういったせつかくよい改訂が行われて、よりよいものになっていく中で、それを周知、啓発する。特に、製品だけではなくて、行政から消費者向けのアドバイスも出すだけではなくて、小売店も含めて、販売経路トータルで啓発活動をするようなことも今後考えていただければいいかと思います。コメントです。

○事務局 事務局です。御指摘ありがとうございます。頂いた観点も踏まえて、どのようなことができるか検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○五十嵐座長 竹内委員、お願いします。

○竹内委員 いつもお世話になっております。日本中毒情報センターの竹内です。先ほど河上委員から情報の収集の所ですが、私ども、年次とりまとめ報告に挙げている点に関しては、基本が屋外での使用という部分で、例えば、ベランダなどであっても、比較的覆われている部位が多いベランダに関しては、換気が悪い場所という認識で誤使用という判断をして、とりまとめ報告には掲示をしていないという事例になります。先日、防水スプレーの手引きなどの改訂の際に、そこで初めて日本エアゾール協会から、マスクの着用が必須とされるという記載、改訂がありましたので、これからはマスク着用という部分に関し

ても、着用していなければ誤使用という判断もしていく部分もあるかと思いますが、2024年のとりまとめ報告に掲示をしているものに関しては、マスク着用は推奨という部分で、必須ではありませんでしたので、マスクがなくても誤使用という考え方では載せていないという状況でした。

○五十嵐座長 ありがとうございます。続いて、福島委員、お願いします。

○福島委員 ありがとうございます。少し戻ってしまうのですが、先ほど光崎委員からありましたGHS分類における刺激性と、ここでまとめられている刺激性接触皮膚炎の定義違い等についてという所に関して、GHS分類の皮膚刺激性の分類基準が、臨床診断基準と一致しているわけではない。そういった診断基準が分類基準になっているわけではないと思っているのですが、仮に、人で皮膚障害が起こって、それがパッチテスト等陰性で、アレルギー性ではないことが確認された皮膚障害があったという情報があれば、GHSを行うものとしては、GHSの皮膚刺激性にも恐らく分類するような情報になるのかと思いました。以上です。

○五十嵐座長 ありがとうございます。そのほかいかがですか。福山委員、お願いします。

○福山委員 分かる範囲で教えていただきたいのですが、健康被害の報告で、金属製の製品で、アレルギー性接触皮膚炎の疑いがあるものに関して多かったものはやはりニッケル、金、コバルトが陽性になったということによろしいですか。具体的に割合的なものは分かりますか。

○事務局 事務局です。福山先生、ありがとうございます。今回、頂いた症例の中で、特に、アレルゲンの割合の集計は今回はしてなくて、大体の感覚にはなってしまうのですが、やはり、ニッケルや金に感作している方が多いという所は報告として上がっております。ただ、割合については正確なところをお答えできませんので申し訳ございません。

○五十嵐座長 矢上委員、お願いします。

○矢上委員 矢上です。やはり、日常的に使用するアクセサリ類については、ピアス、ネックレスの場合はニッケル、ニッケルスポット検査という検査があって、私たち皮膚科のアレルギー検査では、アクセサリなどで、製品でニッケルで陽性になった場合には、あともう1つはコバルトがありますが、スポットテスターという確認するキットが今、市販されております。ですので、そういうものから、この人はこの製品の中に入っているニッケルに対して陽性だったということを検証しながら、SSCI-Netに登録するという形で今作られています。そうしますと、今、陽性率としては金が高いのですが、臨床的にはニッケルとコバルト、クロムが臨床的には関連性があるといういろいろ考えております。ただ、ニッケルでは断トツに陽性率が高くて、成分の年次推移では陽性率 25.2%、この辺りをずっと維持しています。一方で、金も高いのですが、こちらは感作はされるけれども、実際には症状を起こしていかないという金属です。ですので、私たちはニッケルの陽性率の所を何か規制や取組をしないと、この方々が後年、割と若い方々がかぶれていって、40代で登録が多いのです。つまり、40代、50代になって、歯科金属や脳のクリッピング

とか、血管のステント、また整形外科の人工関節など、そういう医療材料を使うときに、その方々は負荷が掛かって、使えないという負荷が掛かってくるのです。ですので、やはり若いときに感作を起こさないという何か取組をしないと、なかなか変わっていかないと考えております。回答としては、ニッケル、金、コバルト、臨床的にはニッケル、コバルト、クロムが関連性があると考えております。以上です。

○五十嵐座長 井上委員、お願いします。

○井上委員 井上です。矢上先生に教えていただきたいのですが、皮膚科の臨床の現場で、何かしら家庭用品で皮膚障害が起きた場合、パッチテストを行ってというお話でしたが、そういう症例があった場合は、例えば、患者さんがやりたいか、やりたくないかで検査をする、しないが決まるのか、あるいは医師の判断で必ずやるのか、どちらかというお話です。

あとアクセサリー類で、今、ニッケルが主な原因だというお話でしたが、患者さんの中でどういうお店で購入したかとか、そのあたりの情報収集はしているのですか。

というのは、今、アクセサリー類はいろいろなお店で売っていて、場合によっては路上で売っているようなときもあります。つまり、対策を行うときに、消費者への注意喚起をするに当たって、どういう販売店を対象とするかという情報になると思いますが、その2点について教えていただけますか。

○矢上委員 ありがとうございます。パッチテストをやるか、やらないかということは多々あると思います。患者さんがやりたいと思っても、医師のほうはこの検査ができるスキルがない場合にはできない。あと、このパッチテストは、血液検査みたいに1日で終わるわけではなくて、1週間かかるのです。ですので、患者さんも選択をどうしようか、仕事があったり、いろいろなことがあってなかなかできないということがあります。ですので、パッチテストの実施率は女性が多いのですが、それも病院に来ないということがあって、男性の方がもしかぶれたとしても、それを使用するのをやめて、なかなかパッチテストにつながっていないのではないかとということも今考えております。ですので、やりたいか、やりたくないかはどこで選択するかは、両方だと思います。パッチテストというのは、結構、スキルが必要で、どういうものを背中に貼ったら、もしかしたらハレーションを起こしてしまうかもしれませんので、私どもはパッチテストができる皮膚科医、アレルギー専門医を増やすという人材育成も努力しております。

2つ目ですが、貴重な御意見ありがとうございます。皆さん、様々な所で購入されていると思います。しかし、どこで買ったかということを確認、詳細には検討していなかったもので、今後、学会などで、パッチテストをするときには、どこで買ったかとか、どういう消費構造をしているかというところも問診とかで検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○井上委員 ありがとうございます。

○五十嵐座長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○事務局 事務局です。福島先生からコメントを頂いた点で、御回答できていなかった所があります。GHS分類の刺激性の所との関係性ということですが、皮膚炎は基本的に刺激性接触皮膚炎と分類しているものも、本当に化学物質、成分の刺激性によるものなのか、若しくは、物理的な構造でチクチクするとか、そういうところから来ているものの中にはあるかと認識しております。今後、知見を収集していく中で、化学物質の刺激性が原因と思われるものがあつた場合には、そういう点も注意して見ていきたいと思しますので、コメントになってしまいますが以上です。

○五十嵐座長 ありがとうございます。そのほかいかがですか。内山委員、お願いします。

○内山委員 2点、これは事務局にお聞きしたほうがいいのかもかもしれませんが、1つ目は、年次とりまとめの報告ですが、比較がいつも2年間の比較、前年度と今年度となっていて、今、ホームページを見ますと、2年ごとでずっと続いているのでそのように書いていると思いますが、ただ、令和元年からずっとやられていて、例えば、その推移や種類、これまでこの分はあつたというものも、経年で移り変わりみたいなものも、確かに全部見れば分かるのですが、それをまとめられると、だんだんこれは減ってきたとか、やはり、これはずっと多いということが分かりやすいかと思しますので、目的は、皆様どう言うか、みんなが見るものなので、そういうことももし可能でしたら情報としてまとめた形があるほうがいいなというのが1つです。それができるかどうかということですが、

もう1つが、今、質問で楽器だったらどういうものを使ったのかというのがありました。どこまでその情報を入れるか。先ほど井上先生も、どういった所で買ったとかありましたが、多分、これはそこまで詳細にはあえて書かないのか分からないのですが、どこまでを情報として含めていくかということも、今後、多分、このとりまとめ報告書の内容をどこまで充実させていくかということも検討いただければいいなと思します。そうしますと、この報告書もより実りのあるもの、皆様が使いやすいものになるのかと思しました。以上です。

○事務局 事務局です。御指摘いただきましてありがとうございます。年次とりまとめ報告ですが、家庭用品が原因、若しくはそれが疑われる健康被害について、一般の方への注意喚起の所をメインに作成しているものになりますので、御指摘いただいた観点も含めて、どのような分析や記載をすればより分かりやすいものになるのか検討していきたいと思します。ありがとうございます。

○五十嵐座長 そのほかいかがですか。最後に私のほうから申し上げます。9ページに「その他(参考)」ということで、2段目に「ホルムアルデヒドについて」という段落があります。ここで一番最後、令和4年度は、まつ毛エクステンション用接着剤の報告はあるが、最後、つけ爪用接着剤等での皮膚障害事例も確認されているということで、文献4を引用されております。ただ、この4については、国民生活センターのほうでやけどということで、やけど自体のことは、この下の段落にシアノアクリレートでやけどが起こつたと

書いてあります。このホルムアルデヒドの段落にあると、つけ爪用接着剤にはホルムアルデヒドがあって、それで皮膚障害を起こすような感じにも見えるので、今回はいいですが、次回報告するときに位置を変えたほうがいいかなと思いました。

○事務局 事務局です。御指摘いただきありがとうございます。来年度以降の記載の際に検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○五十嵐座長 ほかいかがですか。特にないようです。ありがとうございました。予定していた議題は以上です。全体を通して御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。特にないようです。ありがとうございました。その他、いかがですか。ないようでしたら、本日の議題は終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

○事務局 本日は御議論いただきありがとうございました。次回の調査会については、追って御連絡させていただきます。それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。委員の皆様、今日はありがとうございました。